

生活意識調査と住民基本台帳閲覧法の改正

大阪ガス(株) エネルギー・文化研究所

副主任研究員

山下 満智子

Written by Machiko Yamashita

はじめに

大阪ガスエネルギー・文化研究所が、企業の立場にとられず、企業と社会のより良い関係を築くという視点で研究活動を行って二〇年が経過した。設立時の「長期的な視点で研究を行う」ことを基底に現在、「住まい・生活」「エネルギー」「環境」「都市」という四つの領域で研究活動を行っている。

それらの研究領域の中で主に「住まいやライフスタイル」について、生活者が現在抱えている問題や期待している将来の姿や方向、それらのギャップを埋めるための方策や社会のあり方などを分析・研究することを目的に二〇〇五年より「これからの住まいとライフスタイルに関する生活意識調査」を実施している。

第一回の調査は、調査対象を全国の満二〇歳以上六九歳以下の男女とし、層化二段無作為抽出法により調査対象一五〇〇人を抽出、有効回答を約一〇〇〇人とした。調査方法は、留置記入依頼法とし、調査については、社団法人中央調査社に委託した。

第二回は、二〇〇五年に回答いただいた方を対象に郵送法により行い、二〇〇七年第三回は、第一回と同様に調査員が回収に何う留置記

調査条件

第1回

- (1)調査地域：全国
- (2)調査対象：満20歳～69歳の男女
- (3)標本数：1,500人(うち回収数1,034人)
- (4)抽出方法：層化二段無作為抽出法
- (5)調査方法：留置記入依頼法
- (6)調査時期：平成17年1月27日～2月14日

第2回

- (1)調査地域：全国
- (2)調査対象：満21歳～69歳の男女
- (3)標本数：1,034人
(うち回収数468人、性別：女性58.8%、男性41.2%)
- (4)抽出方法：2005年1月調査回答者(層化二段無作為抽出法)
- (5)調査方法：郵送法
- (6)調査時期：平成18年3月7日～3月21日

第3回

- (1)調査地域：全国
- (2)調査対象：満20歳～69歳の男女
- (3)標本数：1,691人〔継続対象者991人+新規対象者700人〕
(うち回収数1,161人〔継続対象者650人+新規対象者511人〕)
- (4)抽出方法：層化二段無作為抽出法
- (5)調査方法：留置記入依頼法
- (6)調査時期：平成19年1月25日～2月13日

入依頼法により実施した。

なお三回の調査の質問・回答の概要は、当研究所のホームページURL: <http://www.osakagas.co.jp/cel/> に公開している。調査に協力いただいた回答者の皆様に感謝申しあげたい。

住民基本台帳閲覧と第三回生活意識調査

本調査は、当初から継続調査を前提に調査設計を行った。二〇〇七年第三回調査では、第一回からのパネル回答者が減少したため、改めて層化二段無作為抽出を行い、回答者を一〇〇〇名程度に補充することが必要になった。

住民基本台帳の閲覧に関しては、二〇〇六年一月一日に大幅な法改正が行われ、何人でも閲覧を請求できるとされた「原則公開」の制度が、「原則非公開」の制度に改められた。これにより閲覧可能な場合が、公益目的などに制限され、ダイレクトメール発送など営業目的の閲覧は、不可となった。また閲覧の際の手続きと罰則規定の強化が図られるなど、個人情報保護に留意した制度に改正された。

閲覧できる場合は、以下に限られた。

(1) 国または地方公共団体の機関が法令で定める事務を遂行するために必要な場合。

(2) 法人または個人が請求する場合は、次の から の活動を行うために閲覧が必要である旨の申し出をし、市町村長がその申し出を認めた場合。統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち、公益性の高いと認められるもの。 公共的な団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性の高いと認められるもの。 営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟の提起その他特別の事情による居住関係の確認として市町村長が定めるもの。

回答者のプロフィール(N=1161 単位%)



法人または個人が請求する場合に必要な書類は、「住民基本台帳閲覧申出書」、「住民基本台帳閲覧に関する誓約書」、閲覧可能な場合に掲げる活動の具体的な内容を明らかにした「実施計画書」あるいは統計調査等の目的による場合は、調査票やアンケート用紙等、法人の場合は「法人登記・事業所概要」等および「個人情報保護方針」等の写し、国または地方公共団体の機関や民間や私立大学から委託された場合には、「委託契約書」等の写し、閲覧者の運転免許証等の写真付き身分証明書等とされた。

第三回生活意識調査のための住民基本台帳閲覧申請は、調査票の作成後二〇〇六年二月上旬から二〇〇七年一月下旬に行うた。閲覧申請書類には、エネルギー・文化研究所のホームページでの公表や季刊誌「CEL」(七三号、七四号、七五号)での公表、研究員が所属する各種委員会・研究会での発表、調査結果を用いた各研究員の講演・講義など、第一回・第二回の調査の主な公表実績を必要に応じて添付した。また調査を委託した社団法人中央調査社の個人情報保護方針も合わせて添付した。

地方公共団体によっては、本調査の台帳閲覧申請が、同法改正後初めての調査目的での民間の申請となつたが、「調査結果が公表されることによりその成果が社会に還元される」と認められ、多くの市町村長から閲覧の許可を得ることができた。それによって第三回生活意識調査を予定通り実施することができた。

エネルギー・文化研究所は、企業の立場にとらわれず、生活者の視点で研究活動を行い、成果が社会に還元できるように長年努めてきた。これまでのエネルギー・文化研究所の研究活動にご理解・ご協力

いただいた多くの皆様に改めてお礼申し上げます。
「これからの住まいとライフスタイルに関する生活意識調査」を研究・分析し、研究活動を社会に公表、還元することで感謝の意を表したい。

CEL
の
エ
ネ
ル
ギー
カ
メ
ッ
セ
ー
ジ

CEL

